

葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次) 改定版 概要版

1 計画の概要

葛飾区は、令和3年4月に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「第4次計画」という。）を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」の基本理念のもと、ごみの発生抑制と資源の有効活用を進めてきました。この度、目標達成状況や施策の実施状況、国・東京都・23区の最新動向を踏まえ、第4次計画の改定版を取りまとめました。

改定に当たっては、国の第五次循環型社会形成推進基本計画やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律との整合を図りつつ、食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化、災害対応力の強化等を重点化します。今後は、国際目標であるSDGsを踏まえつつ、「ゼロエミッションかつしか」を念頭に、資源循環型地域社会の形成を一層推進していきます。

1 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づく計画で、「葛飾区基本構想」、「葛飾区基本計画」、「葛飾区中期実施計画」、「葛飾区環境基本計画」を上位計画とする「環境基本計画」の部門別計画です。区内の一般廃棄物処理に関する中期的な指針として、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の計画や東京都の関連計画と調和を図りつつ策定します。

2 計画期間

本計画は、第4次計画の改定版であることから、目標年度は変わらず、令和12年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、2001年のMDGsの後継として2015年9月の国連サミットで採択された「2030アジェンダ」に盛り込まれた、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を掲げ、途上国だけでなく先進国も対象とする普遍的な目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。



ゼロエミッションかつしか宣言

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響が身近に及び、世界は危機的状況にあります。国連報告は、深刻な被害を防ぐには2050年頃までにCO₂排出を実質ゼロにする必要があると示しています。これを踏まえ本区は、都内に先駆けて「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050年までの区内実質ゼロを目指します。

2 基本理念

本計画では、第4次計画に引き続き、以下のとおり基本理念・基本方針を定め、本区の特徴を活かし、区民・事業者・区が一体となり資源循環型社会を目指します。

1 基本理念

**持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！**

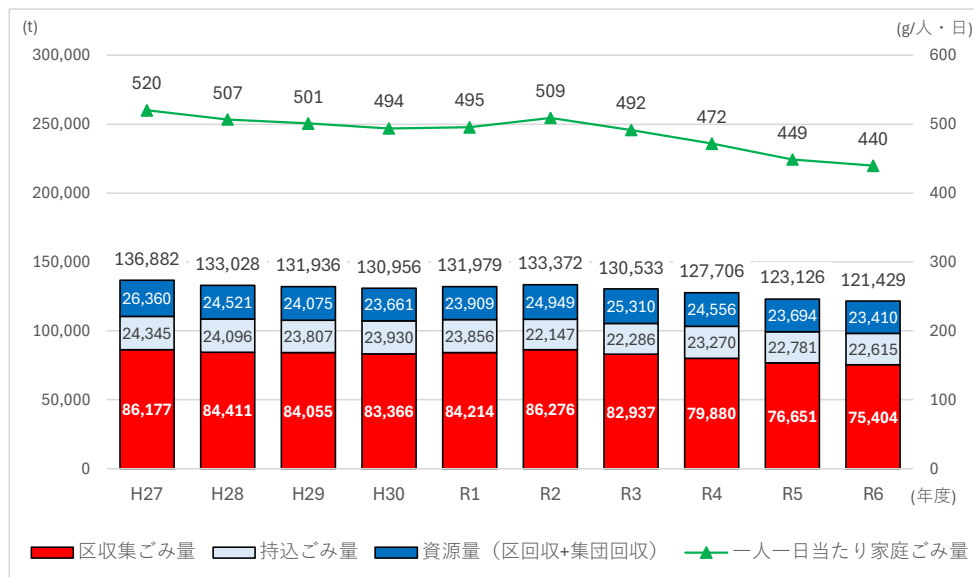
2 基本方針

基本方針Ⅰ	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針Ⅱ	多様な資源循環の推進
基本方針Ⅲ	適正なごみ処理の推進

3 ごみと資源の現状

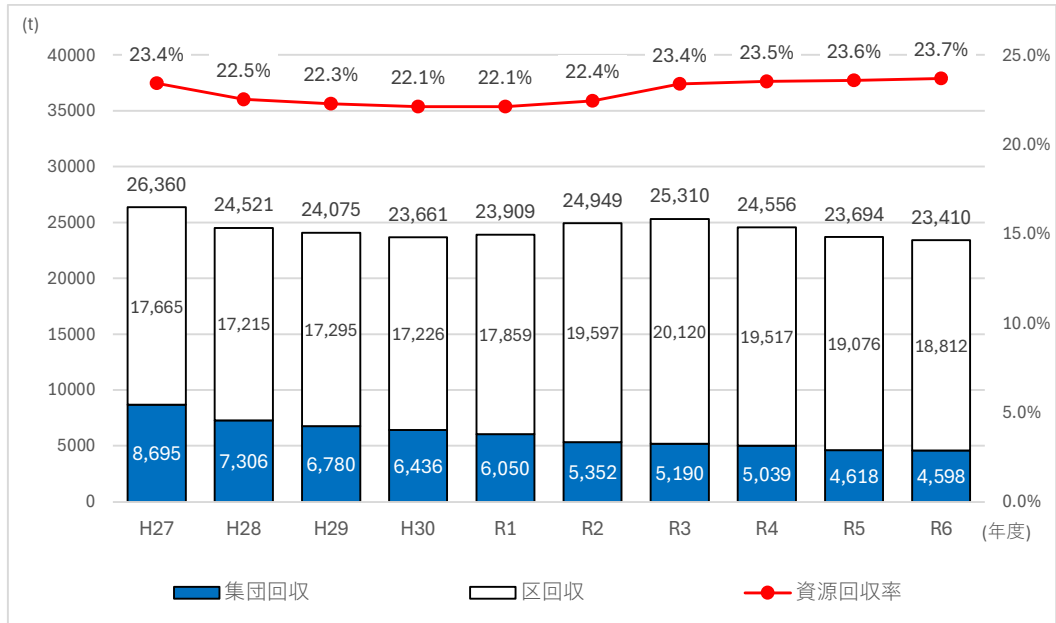
1 ごみと資源の排出量

近年、葛飾区のごみ排出量は全体として減少傾向にあります。家庭系・事業系ともに抑制が進み、一人一日当たりの排出量も着実に低下しています。令和2年度にはコロナ禍の影響で一時的な増加が見られましたが、その後は再び減少基調に戻っています。



2 資源回収量と資源回収率

資源回収量は全体として横ばいまたは微減の傾向です。区回収は令和2年度以降増加し、令和3年度には2万tを超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成27年度の8,695tをピークに減少し、令和6年度には4,598tとなり、5割近く減少しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和2年度以降24%近くまで上昇しています。



※資源回収率 = 資源量 / (区収集量合計 + 資源量)

※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

4 ごみ処理の課題

1 ごみの発生抑制の課題

葛飾区は、家庭ごみ一人当たり排出量を令和12年度までに425gへ削減する目標を掲げております。令和6年度は440gまで減少しましたが、目標との差が15g残っています。また、区の情報提供が不十分との意見もあり、デジタル発信を含む周知の強化が課題です。

事業系ごみは令和6年度に22,615tへと減少していますが、業種・規模による取組の格差が残り、食品や容器包装の排出抑制が十分でない場合があります。今後は、区民・事業者双方の行動変容を促す働きかけを強めるとともに、事業者への支援や情報提供を一層充実させることで、発生抑制の実効性を高めていく必要があります。

2 資源化に関する課題

葛飾区の資源回収率は上昇傾向にありますが、目標には達していません。家庭ごみに雑紙や紙パック、古紙類が混入している状況が残っており、分別ルールの定着が課題です。地域の集団回収は量が減少しており、活動の維持に向けた支援が必要です。プラスチック製容器包装は適正分別率が向上している一方で、依然として混入物が見られ、資源化率の向上とプラスチック削減の両立が求められます。情報提供は紙媒体が中心となっているため、デジタル媒体の活用を強化し、分別の重要性を具体的に示す工夫が必要です。これらを踏まえ、家庭におけるごみの発生抑制や再使用の推進につながる広報・周知を一層強化していく必要があります。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

地域コミュニティの縮小やライフスタイルの多様化により、集積所の管理負担や排出マナーに関する課題が顕在化しています。さらに、使用済み注射針・リチウム蓄電池・スプレー缶などの危険物混入が発火・火災のリスクを高めており、適正な排出方法の周知徹底、分別ルールの再周知といった安全確保策を一体的に強化する必要があります。

一方で、清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置でもあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

5 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの 家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

6 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成します。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、随時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

7 体系図

**持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！**



8 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成 100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 浄化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

9 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や 3 R の取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和 7 年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行い、令和 8 年度に改定版を策定することで計画の実効性を高めています。

10 葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 目指すべき姿

かつしかルール¹の目標を達成し、2030年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

2 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

- ① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底
- ② 家庭における食品ロス削減
- ③ 事業者における食品ロス削減

(2) 適正な再生利用

- ① 未利用食品の有効活用
- ② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

(3) 推進体制の整備

- ① 情報収集・発信
- ② 庁内連携

3 各主体の役割

区民 (消費者)	食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。
事業者	事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。
区 (行政)	区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版 概要版



発行日：令和8年4月

発行：葛飾区 環境部 リサイクル清掃課

電話：03-3695-1111（代表）

ホームページ：<https://www.city.katsushika.lg.jp/>